

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (国内制限措置の延長と一部変更)

2021年4月5日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更するとともに、一部地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。有効期間は、4月12日午前6時までとなっています。

なお、今回の変更で、4月5日から、レベルCの地域でも小売店が営業再開可能となりました(テサロニキ郡、コザニ郡、アハイア郡については感染拡大のため、認められていません)。

小売店の営業は Click Away 方式(事前予約による店外での受け取り)、または Click Inside 方式(事前予約による店内での購入)で、買い物客が外出するためには、いずれも店への事前予約が必要です。

小売店への外出時の申告については携帯電話で13032番にSMSを送信することとされており、書面での申告は認められていないようです。同外出は1日1回、3時間以内でのみ可能です。なお、同SMSの記載内容については官報では空白(スペース)でよいとされています(報道では氏名、住所を記載する等と報じられています)。

なお、食料品店、スーパー等での買い物は、これまでどおり13033番にSMSまたは書面で「2番」で申告することになっています。移動は2km圏内または同一市内に限られますが、こちらの外出については回数・時間の制限はありません。

■各警戒レベルとその対象地域(4月5日時点)

(1)レベルB(警戒レベル)

下記レベルC以外の全地域

(2)レベルC(危険レベル)

アッティカ県、エトロアカルナニア郡、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡、フシオティダ郡、エヴリタニア郡、アルゴリダ郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、ペラ郡、コザニ郡、レスボス郡、ザキントス郡、ミコノス郡、カリムノス市、レロス市、ロドス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、イオアニナ市、カテリニ市、セレス郡アンフィポリ市、ベリア市、スキアソス市、カルディツツァ市、カストリア市、カストリア郡オレスティダ市、グレベナ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村(今回新たにレベルCとなった地域)

キルクス郡、アギオン・オロス(アトス半島)、アスティパレア市、コニツァ市、セレス市

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210405_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210405_gaishutsu.pdf

在ギリシャ日本国大使館

電 話: 210-670-9910、9911

F A X: 210-670-9981

H P: <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール: consular@at.mofa.go.jp

